海外事業による企業成長モデル創出事業

１　目的

本事業は、海外市場に既に販路又は販売実績を有する市内事業者の更なる事業拡大及び持続的成長を図ることを目的とする。人口減少等による国内市場の縮小が進む中、海外で継続的に売上を確保できる事業者の創出は重要である一方、海外展開後も販路が定着しない、販売が単発で終わるなど、成長段階における課題が顕在化している。また、ASEAN 地域は経済成長及び消費市場の拡大が期待されるとともに、日本製品との親和性も高く、短期間で成果創出が見込まれる市場である。このため本事業では、主に ASEAN 地域を対象に、海外事業の成長段階にある企業に対し、課題整理から実行支援までを一体的に行い、売上創出等の短期成果の創出と、今後の事業拡大につながる成長モデルの構築を行う。

２　業務内容

（１）　事業全体の企画・運営管理

- 本事業を円滑に実施するため、事業全体の実施計画を作成するとともに、進捗管理、スケジュール管理、発注者との協議・報告、関係機関との連絡調整等を行う。

（２）　実施方針の策定及び事務局運営

- 事業目的に即した実施方針、支援スキーム、業務フロー等を整理するとともに、問い合わせ対応、応募書類の受付、書類確認、データ管理その他事業実施に必要な事務局運営を行う。

（３）　支援先企業の公募

- 仙台市内に本店を置く中小企業（みなし大企業を除く）を対象に、ホームページ等を活用した周知・広報の上、支援先企業の募集（公募）を行う。
- 公募を実施した結果、応募企業数が採択予定件数に満たない場合その他発注者が必要と認める場合は、受託者は、発注者と協議の上、再募集を実施することがある。
- 受託者は、本事業の支援内容及び期待される効果が応募企業に分かりやすく伝わるよう、説明会の開催、個別相談対応、FAQ の作成・周知、関係支援機関と連携した広報等について、効果的な実施内容及び手法を自ら検討の上、応募促進に必要な取組を実施するものとする。

（４）　周知広報

- 支援対象企業を募集するため、公募要領や募集案内等を作成し、関係機関等を通じた周知広報を行う。

（５）　審査・採択

- 応募企業について、形式面及び内容面の整理を行い、審査資料の作成、審査会運営補助、結果取りまとめ等、発注者による審査・採択が適切に行われるよう必要な支援を行う。
- 応募書類の受付後、受託者は、応募資格、提出書類の充足状況その他公募要領に定める要件への適合性について予備審査（形式審査）を行い、その結果を整理の上、発注者又は審査委員会による本審査に必要な資料の作成、審査会の運営補助その他必要な支援を行う。
- 受託者は、応募企業の審査及び採択に当たり、選定基準、審査項目、審査方法その他必要な事項について案を作成し、委託者と協議の上、委託者の承認を得て決定するものとする。
- 採択件数は、原則として３件とする

（６）　採択企業に対する課題整理及び課題解決支援の実施

・　採択企業ごとの海外事業の内容や課題を把握・整理し、当該課題に応じた支援の方向性、実施内容、工程等を検討した上で、専門家活用、伴走支援、市場調査、商談支援、資料作成支援その他必要な支援を企画・実施する。

・　課題解決事業の実施のために直接必要となる費用については、１社あたり 150 万円までを上限として、本事業の委託費において受託者が負担すること。ただし、採択企業の旅費、宿泊費、通信費、一般管理費、その他課題解決事業の実施に直接関与しない間接費用については対象外とする。

（７）　成果報告及び広報の実施

・　支援の実施状況や成果を把握し必要に応じて改善提案を行うとともに、採択企業における課題解決の実例について、市内の中小企業や支援機関などに対し、ロールモデルとして本事業の成果を効果的に広報できるよう成果事例を含めた報告資料を作成すること。

・　作成した報告資料に基づき、市内中小企業による海外販路開拓を推進するよう効果的な周知・広報を行うこと。

３　定例報告

受託者は、週１回を目途に、本事業に関する進捗状況を委託者に報告すること。また、これに限らず、委託者による問い合わせにも可能な限り応じること。

４　履行期間

契約締結日から令和９年３月 31 日まで

５　委託料の支払い

委託料の支払額は、契約金額を上限として、本業務の実施に当たり実際に要した経費及び実施実績に基づき確定するものとする。採択企業に対する課題解決支援に係る発注者負担額については、1 社当たりの上限額の範囲内で、当該支援の実施に直接要した対象経費を支払対象とし、当該額が上限額に満たない場合は、当該実績額をもって支払額とする。また、採択企業数が想定数に満たない場合は、当該未実施分に相当する額を支払対象外とする。

６　知的財産権の取り扱い及び機密保持

（１）知的財産の取り扱い

本業務の遂行により発生した発明、創作等によって生じた特許権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む)、その他の知的財産権の取扱いについては、原則として以下のとおりとする。

・　受注者は、本業務により生じた、著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含むすべての著作権を発注者に譲渡し、発注者が独占的に使用するものとする。なお受注者は発注者に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。

・　第三者が権利を有する著作物を使用する場合には、受注者は著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
・　発注者は本業務の成果品の全部をホームページ、フェイスブック、プレスリリースサイトその他発注者が必要と考える媒体に掲載できるものとする。
・　本業務の遂行に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら発注者の責に帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこととする。

（２）機密保持

受注者は、本業務により知り得た情報を業務中並びに完了後も業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。

７　その他

・　本仕様書にないものは仙台市及び受託者の協議により定める。
・　提出された書類は返却しない。なお、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報開示の対象となる。
・　本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を遵守すること。
・　本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後 5 年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は、協力すること。
・　本業務の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。
・　受託者は、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」及び別添「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」、「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守することとし、それらに変更があった場合は、これに適合するよう必要な措置を講じること。

※「仙台市行政情報セキュリティポリシー」 は、下記アドレスを参照のこと。

http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html

※「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」は、下記アドレスを参照のこと。

http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html

・　受託者は、業務の内容及び範囲について仙台市と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。また、打合せの内容を記録し、随時、仙台市へ提出すること。
・　業務の進捗状況に関して、随時仙台市に報告するとともに、必要に応じ協議、調整を行うこと。
・　本業務の一部を第三者に再委託することは本委託業務の全部を第三者に再委託することは認めない。ただし、本委託業務の一部（主たる部分を除く。）について事前に仙台市の承諾を得た場合はこの限りでない。
・　受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項に準じ

て、合理的配慮の提供を行うものとする。
（http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html）